

再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出について

平成28年12月27日
北陸電力株式会社

本日（12月27日）、経済産業大臣に平成29年4月1日を実施日とする再生可能エネルギー電気卸供給約款を届け出ましたのでお知らせいたします。

平成28年5月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）が改正され、平成29年4月以降、再生可能エネルギー電気の買取義務者を小売電気事業者から送配電事業者へと変更する旨が規定されました。

送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、原則、全量を卸電力取引所に供給しますが、小売電気事業者へ直接供給することも可能と規定されております。

送配電事業者が小売電気事業者へ直接供給を行う場合には、「再生可能エネルギー電気卸供給約款」に基づき供給することとなり、送配電事業者は、当該約款を制定し、経済産業大臣に届け出る必要があります。

上記を踏まえ、当社は、平成29年4月1日を実施日とする再生可能エネルギー電気卸供給約款を制定し、本日（12月27日）、経済産業大臣に届け出ました。

以上

別紙：再生可能エネルギー電気卸供給約款の概要

再生可能エネルギー電気卸供給約款の概要

1. 約款の主な内容

	特定卸供給契約	任意卸供給契約
適用	・小売電気事業者が発電者を特定した卸供給を希望する場合	・災害等で卸電力取引所が利用できない場合で、小売電気事業者が発電者を特定しない卸供給を希望する場合
契約要件	・小売電気事業者への特定卸供給について、発電者が承諾していること ・小売電気事業者が当社と託送供給等約款に基づき、発電量調整供給契約を締結すること	・小売電気事業者が当社と託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結すること ・小売電気事業者が希望する卸供給電力が、接続供給契約で定める年間計画の最大値を超過しないこと
料金	・卸電力取引所がスポット市場における同じ時間帯の売買取引の価格として公表する額	・同左（ただし、卸電力取引所が利用できた直近の同じ曜日・時間帯の価格）

2. 実施日：平成 29 年 4 月 1 日

<参考> 改正FIT法第 17 条に基づく、再生可能エネルギー電気の流れ（イメージ図）

